

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

できていますか?従業員の健康管理。

「てんかん」発作
だけじゃない!

意識喪失による業務中の交通事故リスクを減らしましょう!

先月、京都・祇園での18人もの歩行者を死傷させた軽ワゴン車暴走事故は、持病である「てんかん」の発作との関連の有無が争点となっています。ここ数年、運転中の「てんかん」発作などによる意識喪失事故が相次いで発生しています。「てんかん」に限らず、脳出血発作や糖尿病による低血糖症状が起こることにより、運転中に意識を失い、悲惨な事故を引き起こしてしまう可能性があります。企業が賠償義務を負わなければならないケースがあり、運送事業以外の一般事業所であっても、このようリスクは存在します。少しでもリスクを減らすために、この機会にあらためて従業員の健康管理を見直しましょう。

チェックポイント1

採用時に病歴や持病があるかを確認する。

ドライバーに限らず、営業など運転業務がある職種に採用する場合は、運転に支障のない健康状態であるかどうかを確認し、採用しないあるいは運転業務をさせないなどの措置をとる必要があります。本人が持病を自覚し、運転中にそのような危険な状態に陥ることを予見できたにもかかわらず、虚偽の内容を申告していた場合は本人も処罰の対象となります。プライバシーの問題もありますので、業務に関連する範囲内で過去の病気や持病について確認を行いましょ。さらに、運転経歴証明書を提出させ、過去の違反・事故歴を確認することも大切です。

チェックポイント2

健康診断結果に異常がある場合には放置しない。

「てんかん」であるかどうかは健康診断ではわかりません。でも、入社時または定期健康診断結果において、高血圧や心電図の異常、糖尿病関係の数値に異常が表れている場合は要注意です。医療機関での精密検査やきちんと治療して業務に支障のない健康状態を維持できるよう本人への意識づけと、そのような対処ができるよう業務上の配慮が大切です。

チェックポイント3

季節性や日頃の体調不良にも注意する。

毎年多くの人がかかるインフルエンザや花粉症ですが、アレルギー鼻薬も含め、副作用で強い眠気が出る薬があります。このような薬を服用して運転することは、事故につながる危険性が高くなりますので、症状が出ており薬を服用しているのではと思われる従業員には声をかけて確認しましょう。普段の健康観察を通じて、安全運行のために積極的な指導を行いましょ。